第23回西和賀町議会定例会

令和4年12月16日(金)

午前10時00分 開 議 議長 出席議員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として 委任した旨の通知があった者の職氏名について は、初日と同様でありますので、呼称は省略し ますが、これを受理しました。

ここで総務課長より発言を求められておりま すので、この際発言を許します。

総務課長。

総務課長 おはようございます。昨日の議案第5 号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の審議において、刈田議 員からの質問に対し、保留としていたことにつ いてお答えいたします。

今回の給与改正に伴う影響額についてですが、 職員全体で給料表の改正に伴う影響額は145万 5,000円、勤勉手当の改正に伴う影響額は574万 5,000円、合わせて720万円を見込んでおります。 以上です。

議長 刈田議員、よろしいですか。 刈田敏君。

1番 少額というわけではありませんけれども、この分やはり誠意努力して住民の負託に応えるよう働いていただければと思いますし、あとは関連して、この際ですから市町村のラスパイレス指数というものがどれだけの数値になっているのか、その辺をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

令和4年4月1日現在の数値はまだ公表とな

っておりませんので、令和3年4月1日現在の 西和賀町のラスパイレス指数については97.0と なっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 多分同じ資料だと思うのですけれども、 町村平均が96.3、そういう意味では西和賀町は 平均を上回っているということ、この辺りも認 識していただきまして、頑張っていただければ と思いますけれども、これを伸ばすとか、そう いうような考えとか、そういうことは、その辺 はどのようにお考えですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

ラスパイレス指数については、国の職員数を 用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、 国の行政職給料表1の適用職員の給与月額を 100として計算した指数となっております。

町においては、給与改正等においては人事院 勧告に基づいて行っているというふうな基本的 な考え方がありますので、これ以降もまず給与 改定等については人事院勧告を基準として給与 改定を行っていくというふうな考え方でおりま す。

なお、ラスパイレス指数の変動となる要因と しては、職員の退職、採用を含めた職員構成の 変動等が要因として挙げられると思いますので、 その点については留意しながらという形での対 応となると思っております。

以上です。

議長 それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

続いて、日程第1、議案第17号 令和4年度

西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお 願いいたします。

それでは、ただいま上程になりました議案第 17号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算 (第4号) について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の会計が第3四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け、過不足の予算調整を行うとともに、年度内で実施する新たな行政需要等について予算を調製しようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳 出予算の補正については、歳入歳出予算の総額 に歳入歳出それぞれ1億4,700万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億 9,065万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費については、第2表、繰越明許費のとおり、翌年度に繰越して使用することができる経費は、1事業、3,331万5,000円です

第3条、債務負担行為については、第3表、 債務負担行為のとおり、4事業で限度額9,505万 3,000円を追加するものです。

第4条、地方債の補正については、第4表、 地方債補正のとおり、1事業、630万円を追加 するほか、2事業の限度額をそれぞれ変更する ものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動に伴う給与費の調整などのほか、西和賀町畜産飼料価格高騰緊急対策事業663万円、中山間地域等直接支払事業659万3,000円、道路除雪総務費1,959万円、道路除雪車両管理費3,718万2,000円、常備消防負担金1,221万

8,000円、川尻体育館管理費634万7,000円など を増額するものです。

詳細については担当課長から説明いたします ので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださ いますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、補正 予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。13ページをお開きください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、職員については4月1日付の人事異動などに伴う調整を行うものです。会計年度任用職員については、共済組合の適用要件が拡大され、10月1日から一定の要件を満たす者について共済組合の短期組合員となったことから、調整を行うものでございます。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。15ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、総務事務費、12節委託料195万3,000円の増額は、定年延長に係る条例、規則の一部改正など、更新件数が増加したことに伴うものです。

16ページをお開きください。6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費、10節需用費、修繕料148万円の増額は、各世帯の機器に対する引込線張り替え及び幹線ケーブル等を修繕するものです。14節工事請負費257万7,000円の増額は、告知端末の新規設置工事及び支障移転に伴う工事費を計上するものです。

17ページを御覧ください。地域公共交通活性 化推進事業7万3,000円の増額は、JR北上線 の存続に向けた町民運動が必要と考えているこ とから、その取組に向けた会議開催に係る経費 を見込むものです。空き家等対策事業100万円 の増額は、空き家解体費助成事業補助金として 4件分を見込むものです。

18ページをお開きください。8目自治振興公費、コミュニティ助成事業250万円の減額は、 上野々地区協議会が購入を予定していた除雪機 が年度末までに購入できなくなったことに伴うものです。

21ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業450万円の増額及び3目障害者福祉費、結核療養者及び精神障害者医療費助成事業200万円の増額並びに重度心身障害者医療費給付事業150万円の増額は、それぞれ医療給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

27ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費、農業委員会事務費114万5,000円の増額は、現地活動等業務の効率化を図るため、タブレット端末の導入等に要する経費を見込むものです。3目農業振興費、株式会社山の幸運営事業450万円の増額は、コロナ禍における原油高、物価高騰により掛かり増しとなった運営経費に対し、補助するものです。

28ページをお開きください。経営所得安定対 策等推進事業176万8,000円の増額は、水田台帳 システムへのデータ移行に係る経費として岩手 県から追加内示があったことから、西和賀町農 業再生協議会への補助金として補正するもので す。4目畜産業費、西和賀町畜産飼料価格高騰 緊急対策事業663万円の増額は、新型コロナウ イルス感染症の拡大や物価高騰等により厳しい 状況に直面している畜産業を営む農家に対し、 飼料価格の一部を補助するものです。5目農地 費、中山間地域等直接支払事業659万3,000円の 増額は、集落機能強化加算及び生産性向上加算 に取り組む組合数が増えたことに伴うものでご ざいます。

31ページをお開きください。7款1項3目観光費、観光事務費、12節委託料319万円の減額は、国道107号の災害復旧工事に伴い、錦秋湖の水位が低下したことから、観光素材の写真撮影ができなくなったことに伴うものでございます。

33ページをお開きください。8款2項2目道 路維持費、道路施設点検事業400万円の減額は、 34ページの5目橋梁費、橋梁改修事業との間で 事業費の調整をするものでございます。3目道 路除雪費、道路除雪総務費、3節職員手当等 1,800万円の増額は、除雪運転手等の時間外勤 務手当を補正するものです。道路除雪車両管理 費3,718万2,000円の増額は、除雪車両に係る消 耗品及び燃料費を見込むものでございます。

35ページをお開きください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費、10節需用費、修繕料150万円の増額は、町営住宅の退去等に伴う修繕です。

9款1項2目常備消防費、常備消防負担金 1,221万8,000円の増額は、北上地区消防組合分 賦金の額確定に伴うものです。

38ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、小学校管理総務費、10節需用費、光熱水費186万7,000円の増額は、小学校の電気料に不足が見込まれることから補正するものです。

40ページをお開きください。 3項1目学校管理費、中学校管理総務費、10節需用費、光熱水費170万9,000円の増額は、中学校の電気料に不足が見込まれることから補正するものです。中学校施設管理費、10節需用費、修繕料145万2,000円の増額は、湯田中学校の高圧受電設備などの修繕を行うものです。

43ページをお開きください。 5 項 2 目体育施設費、川尻体育館管理費634万7,000円の増額は、川尻体育館解体に向け、解体工事実施設計業務委託料を追加するものです。湯田農業者トレーニングセンター管理費、10節需用費、修繕料112万7,000円の増額は、駐車場等の舗装修繕を行うものです。

45ページをお開きください。3目学校給食費、総合給食センター管理運営費、10節需用費、光熱水費100万円の増額は、総合給食センターの電気料に不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入ですが、10ページをお開きください。16款2項1目総務費国庫補助金、新型コロ

ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 550万円の増額は、沢内病院が整備する新型コロナウイルス遺伝子解析装置設置の財源として 見込むものです。4目土木費国庫補助金は、事 業費精査に伴う調整になります。

11ページを御覧ください。17款2項4目農林 水産業費県補助金832万1,000円の増額は、経営 所得安定対策等推進事業費のほか4事業につい て、岩手県からの補助金等追加内示により補正 するものです。

19款1項1目一般寄附10万円の増額は、企業版ふるさと納税として株式会社事務機商事様よりご寄附をいただきましたので、一般寄附として受入れするものでございます。

21款1項1目繰越金1億598万2,000円の増額 は、補正予算の財源として繰越金を充てるもの です。

22款4項1目雑入は、建物災害共済金として 1,978万円の増額、また自治総合センターコミ ュニティ事業助成金250万円の減額は、除雪機 械を購入できなくなったことに伴うものです。

12ページをお開きください。23款1項3目土 木債は、事業費精査に伴う調整になります。5 目教育債は、川尻体育館解体事業として630万 円の増額を見込むものです。

5ページをお開きください。第2表、繰越明 許費です。2款1項、川を生かしたまちづくり 事業について、関係機関との協議に不測の日数 を費やし、事業実施に必要な期間が確保できな いため、3,331万5,000円を翌年度に繰り越すも のです。

6ページをお開きください。第3表、債務負担行為です。債務負担行為は、4事業の追加により、限度額を9,505万3,000円とするものです。

次に、7ページ、第4表、地方債補正です。 初めに、追加ですが、川尻体育館解体事業費に 充てるため、過疎対策事業債630万円を追加す るものです。

次に、変更は、2事業の限度額をそれぞれ変

更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原 案のとおりご決定くださいますようよろしくお 願いいたします。

議長 提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、4点ほど質問させていただきたいと思います。

初めに、18ページ、中段の自治総合センターコミュニティ助成事業ということで、上野々地区の除雪機が購入できなかったということで減額補正のようでありますが、地域では除雪機が必要だということで予算計上された部分かと思いますが、今回物の購入ができないということの減額補正の理由かと思いますが、今後また除雪機の購入についてはどのような対応をされるつもりか、また地域と、例えば納入されやすいような状況になれば、また再度復活ということで考えているのか、その点について。

あと、19ページ、下のページになりますが、 賦課徴収事務費の中のKSI官公庁オークショ ンシステム利用料ということで38万5,000円計 上されておりますが、このオークションシステ ムの利用状況等について。

次に、28ページの畜産振興事業の中の西和賀 町畜産飼料価格高騰緊急対策事業についてです が、これはエネルギー、あるいはそういった価 格高騰で緊急的に支援をしたいということの内 容については理解をしますが、今後どういった スケジュールで、どういった方法で、その支援 を行っていくのかということ。

最後になりますが、43ページの川尻体育館解体工事実施設計業務委託料ということで634万7,000円計上されておりますが、これは確認になりますが、今年度解体工事の実施設計の入札をするということのお考えなのか、その点につ

いてお伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうからは最初の18ページ、自治総合センターコミュニティ助成事業の減額についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、今回の自治総合センターの補助金につきましては、除雪機の購入ができなかったということでの減額ということになりました。

では、次にどのような取扱いになるのかといいますと、自治総合センターのコミュニティ助成につきましては、令和5年度の募集がございまして、それに応募があった件数が4件ほどございまして、その中にまた一緒に含めた形で申請をするということにしております。まず、その状況から、また県を通して自治総合センターのほうに審査がありまして、結果については令和5年の3月頃にまた来るというようなことになっております。

以上です。

議長 税務課長。

税務課長 おはようございます。それでは、19ペ ージのKSI官公庁オークションシステム利用 料についてお答えしたいと思います。

この利用料につきましては、インターネット公売システム利用料ということにもなります。 11月に実施した不動産公売の関係で、入札最高金額の5%をシステム利用料として支払うものです。入札最高金額が700万円でしたので、それに5%プラスの消費税ということで、38万5,000円という金額になっております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、28ページの畜産飼料価 格高騰緊急対策のスケジュールと方法というこ とでございましたけれども、今後なのですけれ ども、まず実施の方法につきましては、花巻農 協の畜産グループのほうに取りまとめをお願い した上で、実施をしたいということでございま す。

それで、価格高騰で畜産農家が非常に苦労されているということでございまして、できるだけ早くということで2月、遅くとも3月ということで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。43ページの 川尻体育館解体工事に伴う実施設計業務委託料 についてですけれども、承認いただいた後にす ぐ入札の作業に入りたいと思っております。

議長 淀川豊君。

10番 川尻体育館の解体工事の実施計画の委託 についてですが、入札の準備に入るのは分かり ますが、ということは年度内の入札を予定され ているということでよろしいですか。

あと、28ページの畜産飼料の価格高騰緊急対策事業については、課長からも大分急いで対応していかなければならないということでご答弁をいただきましたが、臨時議会等でもこういったような支援事業、支援等があったのですが、そのときにはちょっとスケジュール感であるとか方法についても質問をしないでしまったので、タイミングを見てというかタイムリーにそういった支援をしていただければなということであります。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません。年度内に入札を行う ということです。

議長農業振興課長。

農業振興課長 価格高騰の緊急対策の件でございましたけれども、6月補正で農業者等の緊急の支援事業ということでございましたけれども、これにつきましてはちょっと実績の確定等に時間がかかってしまったのですけれども、対象農家179名ということで、約1,600万円ということで、今支払い事務を進めて間もなく終わるということでございます。

それと、今畜産農家に対する飼料価格の高騰 対策ということでお願いしたわけなのですけれ ども、国のほう、あるいは県のほうでも同様の 事業を実施していると。これは肥料のほうとい うことになりますけれども、そういったものと 絡めながら実施をするということでございます けれども、価格高騰の状況がなかなか見通せな いということで、今後もそういった状況を見据 えながら適宜対応するというふうな考え方で進 めていきたいと思っています。

以上でございます。

議長 暫時休憩します。

午前10時30分 休 憩 午前10時31分 再 開

議長 休憩を解き再開いたします。 髙橋宏君。

8番 私も4点ほど質問したいと思います。

最初に、今同僚議員からもあったのですけれども、関連してということで、18ページの自治総合センターコミュニティ助成ということで、 先ほどから説明あったように、ハンドロータリーが購入できないということだったのですけれども、以前この事業の内容説明の中で、ハンドロータリーは購入できなかったけれども、今後乗用ロータリーを購入するという計画であるというふうに聞いたのですけれども、それはそのまま継続というか、購入されたのかについて。

あと、これも今質問あったのですけれども、28ページの畜産の飼料高騰緊急対策事業について、このことについては私も畜産農家の一人として、畜産の場合は肥料もなのですけれども、飼料がほとんど輸入しているものが非常に多くて、こういう国際情勢に非常に左右されて、史上最高値ということで現状を酪農家とともに町のほうに訴えて、それに対しての事業だと思います。非常にありがたいと思っております。この内容について、この積算の根拠といいますか、どのような内容で補助されるのかということについてです。

あと、34ページ、これは一般質問でお聞きしたのですけれども、西和賀町の除雪オペレーター対策ということで、SNSを活用するということでしたので、この詳しい内容について。

あと、38ページ、樹木診断手数料1万2,000円とあるのですけれども、地域の方から沢内小学校の木が伐採されるのではないかというようなお話を伺いました。これに関するものなのか、実際伐採する場合にはどのような方向になっているのか、この点についてお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからはコ ミュニティ助成事業の関係でお答えしたいと思 います。

コミュニティ助成事業につきましては、まず各地域自治組織等のコミュニティー組織のほうで自治活動に必要とする備品の購入というものについて助成を行うということで、令和5年度の事業であれば、令和4年度の10月頃に各行政区の連絡員を通じながら、まず応募を取りまとめるというような状況で、それぞれのそういうコミュニティー組織に対する助成というものでございます。

それで、先ほどの自走式のロータリーの話で ございますけれども、そちらにつきましては豪 雪地帯安全確保緊急対策交付金事業というもの で、そちらのほうでは地域安全克雪方針策定事 業の中では計画策定と、あと取組試行事業とい うことで、そちらでもそういう必要な物品、備 品の購入ができるということで、当初そちらで も除雪機の購入を目指していたのですけれども、 今年度中は半導体不足などで除雪機は購入でき ず、その予算を有効活用したいということで、 自走式を1基購入させていただきたいというこ とでございました。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、28ページ、畜産飼料価 格高騰緊急対策事業の内容、それから積算の根 拠ということでお答えしたいと思います。

まず、積算の根拠ということでございますけれども、各部門ごとに配合飼料の現状というものを調べました。それぞれ現況でどれくらい価格が高騰しているかということを基に積算をしたということでございますけれども、やはり酪農の部分が一番価格、配合飼料の高騰が大きいということでございまして、当然和牛、あるいは肥育も同様ということなのですけれども、そのような状況になっていたということでございます。

それを踏まえてということなのですけれども、 乳牛に対しては1頭当たりということで助成を していきたいと考えていますけれども、1頭当 たり2万円、それから繁殖、肥育に対してはそ れぞれ1万円ずつと、1頭当たり1万円ずつと いうことでの助成を考えているということでご ざいます。

なお、乳牛につきましては、26月齢以上の経産牛ということで、10月1日ということでございますけれども、その頭数が157頭ということで、1頭当たりの単価を掛けると314万円、そして繁殖牛につきましては12か月齢以上の和牛及び短角牛ということで、11月1日現在309頭いるのですけれども、1万円を掛けて309万円、そして肥育牛につきましては現在飼養している牛ということで、11月1日付ですけれども、40頭ということで、1万円を掛けて40万円、これらを合計して663万円ということで積算をしたということでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、34ページの西和賀町除雪オペレーター確保対策SNS活用実証事業につきまして説明申し上げます。

一昨日の一般質問でも除雪作業員の関係では 答弁申し上げておりましたけれども、その際も 申し上げているとおり、除雪業務につきまして は民間委託したところで、その民間でも人材不 足が見込まれるわけでありまして、根本的な問題解決にはつながらないということでございます。町内でどうしても人材確保が難しいということであれば、必然的に町外、あるいは県外にまで広く人材を求めていく以外に方法はないと思っております。

その際、町内であれば広報とかチラシとか、 これまでやっている手法で募集しているわけな のですが、町外や県外に向けて募集告知を打つ には当然紙媒体では難しいわけで、やはりイン ターネットを活用するということになるわけで すけれども、インターネットの中でも一般的な のはホームページなのですが、ホームページは 探して来てもらわないと、ホームページに訪ね てきてもらわないと情報が伝わらないという難 点があります。同じインターネットでも、SN Sというのはツイッター、フェイスブック、イ ンスタグラム、あとはラインとか、それからユ ーチューブなんかもSNSに含まれますけれど も、こうしたSNSというのはその情報の拡散 性という部分でインターネットとは比較になら ないということで、今回はこのSNSを活用し て除雪オペレーターを募集していきたいとする ものでございます。

SNSですが、拡散性が強い、高いといって、 自動的に人が集まってくるわけではありません ので、問題はその出す情報をいろいろ工夫する 必要があるということで、今回予算でお願いし ているのは業務委託料になります。行政では、 SNSを使いこなすノウハウがまだ蓄積ありま せんので、これにつきましては町内のそういっ た経験、知見を有する民間団体、あるいは個人 の方に業務委託を行って、主にSNSの運用代 行をお願いしようとするものでございます。

以上です。 議長 学務課長。

学務課長 私からは、樹木診断手数料ということで、38ページの部分についてお答えさせていただきますし、37ページの校庭支障木伐採業務委

託料70万円も関連しますので、この部分についても説明をさせていただきたいと思います。

初めに、この校庭支障木伐採業務手数料ですけれども、ご指摘のとおり沢内小学校の入り口のケヤキの木、そして交通公園のほうの桜の木、そして沢中学校の第2体育館側にある桜の木、この3本を伐採する場合の委託料となっております。伐採するのであれば、冬の今のタイミングが望ましいということですので、12月補正で計上させていただいたところでした。

今年8月でしたけれども、九州で学校の樹木の枝の落下による死亡事故がありまして、このことに伴い、危険性がある部分の点検を行うように国から通知がありまして、学校側のほうで点検をして、その指摘があった樹木ということになります。

沢内小学校の樹木につきましては、これまでの歴史や経緯がありますので、地域の方々ともお話をさせていただきましたが、できれば樹木医の診断等を基に判断していただきたいという要望がありました。それに伴って、今回樹木医による診断の手数料を補正させていただいたというところです。この樹木医の診断を経て伐採を判断したいと考えていますけれども、沢内中学校の桜の木につきましては、もう老木で危険性があるということは診断を受けるまでもないと判断しておりますので、沢内中学校のほうは伐採する予定ということになっております。

なお、樹木医による診断は、沢内小学校に加 えまして、湯田小学校の校庭の奥側にヤマナラ シの大きな木があります。その診断も加えてお 願いしたいと考えております。樹木医の方は、 滝沢市の方を予定しているという状況です。 以上です。

議長 髙橋宏君。

8番 最初の質問は、事業が違ったということ でしたのですけれども、説明会のときにも申し 上げたのですけれども、乗用のロータリー、本 来はロータリーでない普通のバケットを使って の作業をするのが主の機械ですので、そちらの バケットも一緒につけた形でやったほうが機械 の性能的にも、町の負担もかからないという、 説明会のときにも申し上げたとおりなのですけ れども、そのことも検討していただきたいなと 思います。

あと、畜産の飼料高騰に関しては、先ほどの 同僚議員と同じように、畜産農家は非常に困っ ておりますので、迅速な対応をしていただきた いということです。

SNSの除雪のオペレーターに関して、私もあまりこっちのSNS、ネット関連詳しくないのですけれども、非常にいいことだと思います。この40万7,000円という金額が果たして頼まれた方にとって高いのか安いのかよく分からないのですけれども、実際に運用ということでしたけれども、この金額、どのような算定というか、どのようなことでのこの金額なのかというのをもう一度お伺いします。

あと、樹木医をということの課長の説明、専門家の診断あってというのは当然のことだと思うのですけれども、支障木の伐採委託料の70万円、非常に高額だなというふうに思います。我々も地域で伐採を頼んだ際は、木1本切る値段というよりも、いろいろ大型機械とか持ってきた部分で金額が高くなるので、一度その場所に来てしまえば、何本切ったら高くなるというよりも、その移動というか大きな機械を持ってさた場合の金額がほとんどで、どのような算定でこのような金額が出てきたのかについてお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

除雪オペレーター確保対策SNS活用業務委 託料につきましてですけれども、この金額が妥 当かどうかというところは、正直申し上げまし て、ちょっと初めてなものですから、手探りの 状態でスタートして、あとはこれで請け負って いただいた方と業務の進捗状況を見ながら協議 させていただければなと思っております。取り あえずこれは今年度期間が少ないわけですけれ ども、今年度限りの業務委託料ということにな りますので、この金額を計上させていただいて おります。

一応設計委託料の算出の内訳とすれば、項目としては今回の業務委託ではオペレーター組織の名称、呼称を考案していただきたいと思っていますし、それからロゴデザイン、マーク、これをSNSで使うので、そのロゴデザインを考案してもらうと。あとは、今回予定しているSNSはユーチューブとインスタグラムの2種類ですけれども、その運用代行ということになります。運用代行というのは、SNSを管理するということです。ユーチューブにつきましては、まず動画を制作しなければいけませんので、そういった動画制作の部分も今回の業務委託料に含まれております。等々を計上して、この額になっているところでございます。

議長 学務課長。

学務課長 校庭支障木の伐採業務委託料の内訳の 部分になりますけれども、伐採自体につきまし ては、金額的に見込んでいる部分は同じで、3 本とも1本当たり見込んでいる金額ですけれど も、7万9,000円ということです。ただ、その ほかにこれを全部処分、運搬した場合、この金 額がかかるということになります。ですけれど も、実際例えばケヤキの木であれば、切ってみ て中が大丈夫とか、空洞が大丈夫とか、そうい った部分で活用の部分もあるケースもあろうか と思いますので、そこはちょっと委託した業者 さんと協議しながら進めていきたいと思います。 以上です。

議長 髙橋輝彦君。

6番 私からは、17ページの地域公共交通活性 化推進事業ということで、一般質問でも申し上 げましたけれども、それとあと2件ありますけ れども、20ページのマイナンバーカード申請支 援業務委託料ということで、最初の17ページの 地域公共交通活性化推進事業では、一般質問も させていただきましたけれども、検討委員会と いうことで、立ち上げるということでしたけれ ども、どんなメンバーの方々が集まるのかいう こと。

それから、マイナンバーカード申請支援についても、一般質問あったかと思うのですけれども、その業務の委託内容というのはどのようなものになるのか、まずはお聞きします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、17ページ、地域公共交通活性化推進事業、JR北上線存続に係る検討委員会謝金と、またその費用弁償の部分というご質問でございますが、そのメンバーにつきましては今検討中なのですが、例えば観光協会のまたり、まさに観光の部門、またよのであったり、まさに観光の部門、町内の団体といますか、そういった団体、また広く地域、あますか、そういった団体、また広く地域、西面ではりましたので、町内全域から町民の方もご参加いただければなということで考えておるところでございます。ちょっと詳細、具体はまだこれからの中身ということになります。

次に、マイナポイント申請支援事業のご質問でよろしかったですか。こちらは、今現在国が実施しておりますマイナポイントの第2弾事業につきまして、その効果を最大皆さんに獲得していただきたいということで、マイナポイントの申込み支援窓口を町民の身近な施設、具体的に言うと集落支援センターなどに2か所と、あと両庁舎に臨時的に設置して、マイナポイントの利用による消費の活性化やマイナンバーカードの普及も併せて促進を図っていきたいということでございます。

今回の予算の内容につきましては、周知のチラシの印刷であったり、あと申込み端末のICカードリーダーの購入、あとは使用料、通信料、合計34万円というような中身でございます。こ

の財源につきましては、国の補助金を予定して おります。

以上でございます。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、町民課のほうから、20ページのマイナンバーカードの申請支援委託内容についてお答えしたいと思います。

一般質問の際でも少し触れましたけれども、 年齢構成別に見ましても高齢者の方の普及が低 いということで、高齢者の方が申請する際にネ ックとなっている写真を用意する、あるいは自 宅でスマホで自分で撮影して申請するといった ところがおっくうになっているというのが環境 的に難しいという方のために、町内の郵便局5 か所にお願いしまして、申請数する際の写真を その場で撮っていただいて、印刷していただい て、申請書をつくっていただくと。町民の方は、 申請者の方はその場で終わりますので、その申 請書を郵便局のほうから町民課のほうに送って いただきます。それを確認して、こちらの町民 課のほうからまとめてJ一LISのほうに再度 申請し直すと、郵送するということになります ので、20ページにあります委託料はそれに対す る1局当たり固定費用、それから月当たりの固 定費用、それと1件当たりの委託料を積算して お願いしたものでございます。

それから、その下に備品費とありますけれども、デジカメですとかプリンターというものも用意して、郵便局のほうにお渡しして使っていただくということになります。それと消耗品もあるのですが、プリンターのインクカートリッジですとか写真用紙ですとか、そういったものもまとめて今回の補正予算に計上したというところでございます。

以上です。

議長 髙橋輝彦君。

6番 地域公共交通活性化のほうですけれども、 メンバー、はっきりはまだ決まっていないとい うことですけれども、何人ぐらいを想定してい るのか。

あと、地域からも希望者といいますか、その 辺も決まっていないかもしれませんけれども、 集めたいのだということなのですけれども、場 合によってはその検討委員会以外にも各地で住 民説明会、あるいは懇談会等、そういう考えは ないのかどうか。

それから、マイナンバーカード申請につきましては、カード作成後のポイントについてもお話あったのですけれども、ポイント付与の手続といいますか、そういうものも多分、なかなか自分ではパソコンやらスマホですることというのは難しいのかなと思っております。その辺あたりの支援といいますか、そういうものは考えておられるのかどうか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず初めに、地域公共交通関係でございますが、メンバーの人数に関しましてですが、約10名程度を今予定しておるところでございます。

各地での住民説明会等ということのご質問で ございますけれども、検討した中で必要であれ ば、そういった住民説明会等も考えていきたい というふうには思います。今後検討の中身によ ると思いますけれども、その状況に応じて対応 させていただきたいというものでございます。

次に、先ほどちょっと説明をしてしまいましたが、マイナポイントの申請のほうの関連でございますが、予算書の17ページの一番下の事業、マイナポイント申込支援事業34万円ということで要求をさせてもらってございます。こちらが今まさに議員さんからご質問あったように、そういった手続にちょっと困っているという方々を対象とした窓口の設置ということになりまして、集落支援員さんにもお願いしてといいますか、地区ごとに2か所にタブレットも置きますし、あと両庁舎の窓口にもそういった機械を1月から2月まで、ポイントの申請期限が2月末でございますので、2月末までなのですが、置

かせてもらうというような事業の中身でございます。

以上です。

議長 髙橋輝彦君。

6番 地域公共交通に関しましては、状況に応じて懇談会もというようなお話でありますけれども、住民も一体となって訴えていかなければならないのだというようなお話、昨日もあったかと思います。そういうような町全体の意識というか、そういうものを高めていくためには、やはり各地でそういう説明会等、私は必要なのではないのかなというふうに思ってございます。今現在では、まだそこまでは考えが至っていないということですけれども、ご検討いただきたいなと思います。

マイナポイントに関して、そうしますと郵便 局とかそういうところでは、ポイント付与の支 援というのはないということでよろしいのです か。集落支援員等がそれに当たって、郵便局等 ではそれはないということですか。

議長 町民課長。

町民課長 郵便局のほうに委託する内容は、あくまでも申請事務についてのみとなっております。 議長 早川久衞君。

9番 歳入の10ページに、コロナ対策交付金 550万円と載っていますけれども、私も今月の 10日に予防接種を受けましたけれども、ところ が毎日コロナの沢内病院の放送を端末でしてい るわけなのですけれども、6日に発生して、ど の程度の検討をされて10日に実施したのかとい うことをちょっとお聞きします。

議長 病院事務長。

病院事務長 ただいまの質問に対して、私のほう からご説明いたします。

ただいまひかり放送で放送させていただいて おります。12月6日に職員、人数は4名陽性者 が出ました。そのときの勤務場所については、 全て病棟、入院の対応の看護師ということでし たので、町のほうとも協議しました。先生方と 町と協議しまして、ワクチン接種については1 階部分を使用するということで、あとは常時換 気等感染対策を十分取って、実施は大丈夫だろ うという判断で、10日に実施したという経過に あります。

議長 早川久衞君。

9番 町民の中には、かなり不安を持っている 方がおりますけれども、私そのものもやって、 あまり私は気にしなかったわけなのですけれど も、ただ6日にやって、四、五日で、10日に一 斉に何百人という方がやっているわけですから、 その後のいろんな影響があるかないかというの は調べていますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。

ひかり放送でもお知らせしておりますが、体調不良等外来診療でそれ以降に、12月9日ということでご案内していますが、12月9日以降に当院を受診された方で、体調不良のある方はご連絡をというお知らせをしております。現在のところ、そのようなご連絡はないという状況です。

議長 ここで11時15分まで休憩いたします。 午前11時03分 休 憩 午前11時15分 再 開 議長 休憩を解き会議を再開します。

刈田敏君。

1番 18ページの集落支援センターの減額の中身、それから27ページの農業委員会のタブレット利用という、どのような使い方をしていこうとしているのかということと、33ページのスノーシェルターの調査というか、あれですけれども、これは町全体のスノーシェルターなのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 集落支援センターの減額の中 身ということでお答えいたします。

まず、集落支援センターにつきまして、自動 車の借り上げと燃料費という部分がございまし て、当初の見込みと現予算との比較の分で不要になった分を削減ということになっております。 自動車の借り上げは、当初6台分を見込んで1 年としていたのですけれども、いずれ当初は3 台を借りて、9月頃から6台というような形に 移行したという部分で予算の減額が生じたという内容になります。

以上です。

議長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 それでは、27ページの農業 委員会のタブレットの使い方ということについ てお答えをしたいと思います。

来年度から、令和5年度から令和6年度にかけて、2年間をかけて今の人・農地プランを見直して新たに地域計画を策定するということとなっております。その際ですけれども、農業委員会のほうで主体となって、現場の話合いといますか、話合いといますかいますかい、話合いというよいなかます。とをきちんと記載した地図を策定するといった作業をしなければいけないということがあります。そのときに、紙にそのデータを書いているとなかなかデータを共有することができないということで、新たにタブレットを買ってデジタルでデータを記載して、皆さんで共有すると。タルでデータを記載して、皆さんで共有すると。ります。

さらになのですけれども、将来的にということなのですけれども、毎月1回総会というものを開いているわけなのですけれども、議案書の共有ですとか、そういった部分も将来的には考えたいというふうに考えているのですけれども、今のところは地域計画において地図を作る際の作業のための機材ということで考えているということでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私は、33ページの道路施設点検事業の スノーシェルター長寿命化計画策定業務委託料

の増額についてお答えいたします。

このスノーシェルターにつきましては、町内全体ではなくて清水ケ野といいますか、固有名詞出して恐縮ですけれども、清水苑さんのところに下りていくところのスノーシェルター、あそこに大小と2つあるのですけれども、そのスノーシェルターに係る業務委託料でございます。なお、この業務委託料は従前の予算がありまして、今回100万円を追加で補正するものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 集落支援の分で、車の借り上げということで、これリースというのは年度になるのかなということです。

あと、タブレットのことですけれども、これは1台かなというような気するのですけれども。 あと、課長話ししました。今農業新聞等を見ると、農業委員さんがみんなタブレットを持って、かなり有効に使っているということもあって、その話をしたところかな、それちょっと確認したいと思います。

清水ケ野のことですけれども、以前も出したような気がしました。この追加ということは、 予算オーバーということだったのか、その辺お 伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私から集落支援センターの自動車の件でお答えいたしますが、レンタル契約をしておりまして、1台1か月3万2,500円というような計算でございます。

以上です。

議長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えいたします。

今回のタブレットなのですけれども、農業委員さん17名、それから農地利用最適化推進員の方が14名、プラスして事務局分ということで1台ということで、合計で32台購入するということでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 スノーシェルター長寿命化計画策定業 務委託料、今回100万円の補正をお願いしたの は、業務精査によるものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 確認ですけれども、32台分でこの値段ということでよろしいですか。

議長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 そのとおりでございます。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから3点ほどお聞かせいただき たいと思いますけれども、17ページの空き家解 体補助金ということで100万円計上されており ますけれども、4件ということでご説明がござ いましたけれども、最高額は割ってみると大体 25万円になっているようですけれども、その限 度額をちょっとお知らせいただきと思います。

それからあと、30ページ旧ゆう林館の浴室改修工事設計でございますけれども、これはどのように改修されようとしているのか、その辺をちょっとお知らせいただきたいと思います。

あともう一点でございますけれども、31ページの顧客満足度調査事業業務委託料ということで、これも毎年実施されているのか、その辺の中身をちょっとお知らせいただきたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからは西 和賀町の空き家解体助成事業費補助金について お答えいたします。

補助金の限度額につきましては、補助対象事業に要した経費の2分の1を乗じて得た額ということで、その限度額は25万円ということで、 先ほど議員のおっしゃったとおりでございます。 以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは30ページの中段にあります林業者施設費の中の旧ゆう 林館浴室改修工事設計業務委託料の件につい て、まずはお答えいたします。

本施設につきましては、今まで取り組んできておりました西和賀町公共温泉施設の今後の在り方基本方針に沿って町内の温泉施設、公共温泉施設について協議を進めてきたところでございましたけれども、ゆう林館につきましては昨年の12月に温泉事業の終了を決定いたしまして、同年度、今年の3月において条例廃止を行っております。この施設につきましての今後の活用方法につきましては、地元地区との協議を重ねてきたところでございますが、同地区の協議会の臨時総会を経まして、今年の11月17日付で旧ゆう林館の地区集会所としての利用を図っていきたいといったことがございました。

そのような要望を受けまして、地区集会所として不都合である温泉施設の特有の設備について、令和5年度において町が直接改修することとしたいため、改修工事について設計を行おうとするものでございます。要望を受けている内容につきましては、男子、女子の浴室の部分と、あと温泉施設に必要であった機械設備関係の部屋について改修を行おうとするものでございます。

2点目でございます。顧客満足度調査事業業務委託料、31ページ一番下段でございます。質問の内容につきましては、毎年というようなお話がございましたけれども、これは第二次観光振興計画を今年度から開始してございまして、KPIといいましょうか、目標値設定としまして、第一次観光振興計画までは観光客の入れ込み客数といったものをメインとして考えてきたところでございましたが、さらにそれに加えまして、リピーター客を増やしていくという方針の中から満足度といったものに焦点を照らして進めていきたいというふうにしております。

そのため、実際に来町していただいた方々に とってアンケート調査をさせていただいた上で、 現在の満足度はどうなのかといった、今年度ス タートですので、そういったことを進めながら、 数年の中で満足度がどう上がっていけるような 形になっていくのかといったことを施策の中に 取り組んでいこうというものでございます。

現在内容について協議をしておるところですが、通常の観光施設に置くアンケート調査用紙、紙ベースでの調査と、今回ウェブ調査といたしまして、ウェブ内でも調査ができるような形で進めたいというふうに考えております。それに係る経費としまして、通常の調査だけではなかなか必要件数が集まらないだろうといったことで、町内の宿泊施設の宿泊助成金、助成交付金といましょうか、宿泊券の割引券的なものをといましょうか、宿泊券の割引券的なものを配架、配付といいましょうか、抽せんで当たるような形を取りたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 髙橋和子君。

4番 2点ほどですが、10ページの歳入のところに、国庫支出金のところで、2項2目、児童福祉費補助金でありますが、11万円、それから県のほうでも下のほうにありますが、その内容としては、説明のところで子ども・子育て支援交付金とありますが、これはどのような経過で補助が今回出されて、事業内容はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

あともう一つは、これはちょっと自分の理解 不足かなと思いますが、職員の人件費ずっとあ りまして、共済費の中で……

議長 和子さん、何ページですか。

4番 これは、今15ページでお話ししますが、 ずっと各課のところでありますが、例えば総務 事務費で4節共済費とありますけれども、ここ の下に健康保険と厚生年金事業主負担金という ことで減額が15万7,000円、その下のほうに同 じく厚生年金事業主負担金が7万6,000円で増 加となっておりまして、これがずっと各課のと ころで同じくありますので、これはどのように 理解すればいいのかお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから歳入の10ページ、11ページにある子ども・子育て支援交付金11万円ずつの説明をさせていただきたいと思います。

こちらですが、歳出の22ページになりますが、 学童保育業務委託料で33万円補正させていただいております。こちらですけれども、職員の処遇改善加算に係る補正ということで、その内容としてはコロナ等の影響もある中で、学童の指導員さんに現場で働いている部分で様々なご苦労もあるところで、1人当たり1万円程度の人件費ですか、そこを加算ということで国のほうから示されているところです。国3分の1、県3分の1、町3分の1ということですので、33万円のうち、3分の1ずつが国、県から入ってくるということの内容になります。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私のほうからは共済費の関係についてお答えしたいと思います。

15ページの中段の総務事務費、総務課の共済 費の部分で説明したいと思います。まず、全体 的な部分としまして、会計年度任用職員につい て、共済組合員の適用要件が拡大され、10月1 日から一定の要件を満たす者については共済組 合の短期組合員となったことから、調整を行っ ているものです。

先ほどの健康保険、厚生年金事業主負担金というのは、これは当初予算でそれぞれ計上させていただいたものの9月までの額を、実際に9月まではこの項目から支払うということで、10月以降の分について減額させてもらうものであります。

そして、職員共済組合負担金と1つ下、1つ空けて職員健康福利機構負担金という部分が先ほど言いました共済組合の短期組合員となった関係の共済費の10月以降の分となります。

そして、真ん中の厚生年金事業主負担金については、これも厚生年金は引き続き変わらない

ということで、この 7 万6,000円については10月 以降の分を計上するというふうな内容になって おります。

以上です。

議長 髙橋和子君。

4番 最初のほうの33万円ということで、これは何人分になるのか。

それから、2つ目ですが、総務課の今のご答 弁で、要件を満たす者とご説明いただきました が、どのような要件で満たされるのかお伺いし たいと思います。

そして、満たされた方は何人になるのか。こ の場合のあれで結構ですので、人数もお知らせ ください。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうからは人数についてお答えさせていただきたいと思います。

学童ですけれども、指導員さん、湯田2名、 沢内3名ですので、合計5名となります。

なお、この処遇改善加算の部分につきまして は、10月から3月分までということの部分での 積算になっております。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

会計年度任用職員で共済組合の短期組合員となる要件についてですけれども、雇用期間が2か月を超え、週20時間以上勤務かつ月額が8万8,000円以上の職員ということになります。

あと、今回共済組合短期組合員になる会計年 度任用職員の人数については、全部の会計で 133人ということになります。

議長 髙橋到君。

5番 43ページの一番下、湯田スキー場管理運営についてですが、修繕費で30万円ぐらいついていますが、スキー協会さんのほうから危険箇所の修復とか改善要望が出ているはずですが、それはどうなっていましたか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の補正の部分に関しましては、 施設の突発的修繕のものを見込んでいるものに なります。スキー協会さんのほうからの要望書 のほうは聞いております。その部分で、スキー 協会さんとは検討を進めているところです。

以上になります。

議長 髙橋到君。

5番 検討を進めているというか、それは大分前にもう要望は出ているはずですよね。実際に現場で子供たちに指導、またはパトロールやっているスキー協会さんから、危険箇所があるので、どうにかしてくれという要望書、要望というか行っているはずです。まず、第一現場見に行きましたか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 スキー協会さんのほうからは、今年の4月にお話をいただいております。現場のほうも確認させていただいております。それに関しては、まだ協議中という形になります。

議長 髙橋到君。

5番 4月に行って、雪降ってきて、もう営業 する段階になっても、まだ検討中ですか。それ では、危険ではないということで判断したとい うことですね。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現状において、その部分に関して は防護ネットと支柱に防護のマットをかぶせて 対応をしております。上部から下りてくる部分 は、スキーの幅が狭くて危険だということは認 識しておりますし、現状そういったことで対応 はしてきております。

あと、危険な部分に関しては、スキー協会さんともお話しして、ポールの練習ですとか、そういった一般のお客様とかにも危険な部分がありますので、そういったポールを立てる区間を下のほうにずらしていただくようにお願いしておりますし、そういった形で安全対策のほうは取らせていただいております。

ただ、こちらのほうのマットとか、そういう

のは危険だということはお話をいただいておりますし、現場も確認させていただいております。 その部分に関しては、今後もスキー協会さんの ほうと協議して進めていきたいというふうに考 えているところです。

議長 髙橋到君。

5番 今さら何を言っても、もう遅いのですけれども、協議のための協議ではなく、なるべく早くきちっとやってもらうことをお願いします。

議長 答弁はいいですか。

5番 何かあったら。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今後もスキー協会さんのほうと協議しながら進めていきたいというふうに思って おりますので、よろしくお願いします。

議長 北村嗣雄君。

2番 私は、2件ほどお伺いします。

農業振興費の27ページですが、山の幸の運営 事業に450万円ほどの補正予算出ていますが、 これの追加というか補正されている詳細という かわけをお願いします。

それから、28ページの経営所得安定対策推進 事業の補助金176万8,000円ほど出ているのです が、これの詳細をお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、最初に27ページの山の幸王国の補助金の関係ということでございます。増額の内訳ということでございますけれども、まず堆肥の製造ということで、春先に機械の故障によって堆肥が製造できなかったということがありまして、その部分で収入が減っていたということであります。これの計画との差額、約136万円ということで見込みました。それからあと、デントコーンにつきましてもやはり天候不良等がありまして、当初計画していた額よりも約220万円ほど収入がなかったということがあります。これらを合わせると、当初の計画よりも358万円ほど収入が少なかったと。

あわせてなのですけれども、肥料ですとかい

ろんな高騰の部分ということでございますけれども、デントコーンの種代、あるいは肥料、そういったものの支出の部分で約77万円かさんだということがあります。これらを合わせると、約420万円ほどが欠けるということがありましたけれども、加えてなのですけれども、やはり電気ですとか軽油ですとか、そういった油の関係、そういったものを見込んで、約450万円ほど資金が不足すると、そういった積算で今回補正をお願いしたというのが内容でございます。

それから、28ページの経営所得安定対策事業の経費の増額ということなのですけれども、今農業再生協議会のほうで転作のデータ、いわゆる水田のデータというものを水田台帳システで管理をしています。ソフトで管理をしているわけなのですけれども、これを音ではれるものなのですけれども、そことであるのですけれども、ただ、今管理してとであるのですけれども、ただ、今管理している水田データの部分ですけれども、そのではクラウドシステムに移行できないということで、それらを加工した上で移行すると。その手数料といいます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 この山の幸の今お伺いしたところでは、いろいろな機械等も含めて、デントコーンの作柄ということですけれども、赤字欠損出たから、それも分かりますが、ただやはり我々個人農家からすれば、赤字が出たからといって、こういう補助というか支援事業で、もうかなり、何となく私どもは自助努力なり、完全にされているのかどうかということ。特にデントコーンなんかは、熊とか鳥獣の被害なんかも出ているわけです。今年は天候も悪かったのですけれども、当然こういう委託事業の企業ですから、町としても当然そうした補填は必要かもしれません。

やはりその辺、私は何となく不信というか疑問 を感じるのですけれども、その辺はどうでしょ うか。まず、これについて伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

今回経費が不足するということでお願いするということで、非常に議員からすると大変認識が甘いのではないかといったご指摘だと思います。令和5年度の事業、これから予算措置ということになるわけなのですけれども、当然今までの部分、あるいは令和4年度のこういった実績というものを踏まえて、山の幸王国の事業といったもの全般を見直したいというふうに考えております。

その在り方ですとか事業の内容を含めということですけれども、その過程で赤字を出す部分に関しては、やはり大幅な改善、事業の見直しといったものが必要であるといった認識で令和5年度は取り組むということでございますので、このまま同様の事業を継続するということではなくて、そういったものの見直しといったものも今後しっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。まず、努力は必要だと思います。

次の経営安定の所得に対する補助金なのですけれども、これは何件ぐらい対象農家があって、よければその辺の詳細をちょっと詳しくお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長お答えします。

これは、農家個々の部分ということではなくて、今管理しているデーター式を農林水産省のクラウドシステムに移行するためのいわゆるデータのコンバートですか、そういったものの作業手数料ということになりますので、農家個々に配付するものではなくて、あくまでもこちら

で管理しているデータの移行手数料ということ になります。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第17号 令和4年度西和賀町一般会計補 正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第18号 令和4年度 西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)について提案理由を申し上げま す。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳 出予算の補正については、歳入歳出予算の総額 に歳入歳出それぞれ1,366万円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億 3,529万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。 それでは、補正予算の内容について歳出から 説明いたします。 7ページをお開きください。 1 款 1 項 1 目一般管理費147万2,000円の減額、 1 款 2 項 1 目賦課徴収費271万8,000円の減額 は、人事異動に伴い、人件費を調整するものです。

8ページをお開きください。2款2項1目一般被保険者高額療養費1,000万円の増額は、高額療養費に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金715万9,000円の増額は、令和3年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金69万1,000円の増額は、令和3年度決算の確定に伴い、県支出金の特別交付金及び普通交付金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金419万円の減額は、歳出で説明しました一般管理費及び賦課徴収費の財源を調整するものです。

5款2項1目基金繰入金1,000万円の増額は、 歳出で説明しました一般被保険者高額療養費の 財源とするものです。

6款1項1目繰越金785万円の増額は、令和3年度決算の確定に伴い、歳出で説明しました財政調整基金積立金及び県支出金返還金の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 議案第18号 令和4年度西和賀町国民健康保 険特別会計補正予算(第3号)についてを採決 します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま した。

続いて、日程第3、議案第19号 令和4年度 西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳 出予算の補正については、保険事業勘定の歳入 歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万 5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ14億9,874万4,000円とし、介護サ ービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ1,190万6,000円に しようとするものです。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳 入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたします ので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださ いますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定に おける補正予算の内容について歳出から説明い たします。 7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費73万8,000円の減額、1款2項1目賦課徴収費33万2,000円の増額は、人事異動等に伴い、人件費を調整するものです。

1款3項2目認定調査費等7万2,000円の増額は、認定調査員の費用弁償に今後不足が見込まれることから、補正をするものです。

8ページをお開きください。3款2項1目包括的支援事業費295万1,000円の減額は、人事異動に伴い、人件費を調整し、また10節需用費の燃料費に今後不足が見込まれるため、8節旅費で調整するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開き ください。7款1項1目一般会計繰入金328万 5,000円の減額は、歳出で説明しました1款総 務費、3款地域支援事業費の財源を調整するも のです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。15ページをお開きください。 1款1項1目一般管理費10万1,000円の減額は、 人件費の調整を伴う減額及び10節需用費の燃料 費に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費11万 7,000円の増額は、新たに会計年度任用職員と して介護支援専門員を任用するための経費を増 額するものです。

次に、歳入の説明ですが、14ページを御覧ください。 2 款 1 項 1 目一般会計繰入金11万1,000円の減額、 3 款 1 項 1 目繰越金12万7,000円の増額は、歳出で説明しました 1 款総務費、2款事業費の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原 案どおりご決定くださいますようよろしくお願 いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 議案第19号 令和4年度西和賀町介護保険特 別会計補正予算(第2号)についてを採決しま す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま した。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休 憩 午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第4、議案第20号 令和4年度 西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予 算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,390万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から 説明いたします。 7ページをお開きください。 1款1項1目一般管理費104万円の減額は、人 事異動に伴い、人件費を調整するものです。 1款2項1目公共下水道施設管理費、湯田地区分、10節需用費、光熱水費については、湯田浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから、34万7,000円を増額するものです。同じく沢内地区分、10節需用費、光熱水費については、沢内浄化センター等の電気料に不足が見込まれることから、180万7,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。7款 1 項 1 目繰越金111 万4,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 議案第20号 令和4年度西和賀町下水道事業 特別会計補正予算(第3号)についてを採決し ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま した。

続いて、日程第5、議案第21号 令和4年度 西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 内記町長。 町長 ただいま上程になりました議案第21号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第2号)について提案理由を申し上 げます

1ページをお開きください。第1条、歳入歳 出予算の補正については、歳入歳出予算の総額 に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,475万 3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から 説明いたします。7ページをお開きください。 1款1項1目一般管理費、12節委託料は、農業 集落排水施設機能診断調査業務委託について、 岩手県土地改良事業団体連合会と業務委託契約 を締結し、業務を進めようとしているところで ありますが、管理延長等の増に伴い、11万 7,000円を増額するものです。

1款2項1目施設管理費、10節需用費、光熱水費については、北川舟浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから、15万2,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目農業集落排水事業費補助金11万7,000円、5款1項1目繰越金15万2,000円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 議案第21号 令和4年度西和賀町農業集落排 水事業特別会計補正予算(第2号)についてを 採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第22号 令和4年度 西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算 (第3号) について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,018万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,165万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、継続費については、地方自治法第 212条第1項の規定により、第2表、継続費の とおり定めるものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から 説明いたします。8ページをお開きください。 1款1項1目温泉施設管理費、14節工事請負費 1,018万8,000円の増額は、槻沢温泉源泉のエア ーコンプレッサーによる揚湯量が不安定な状況 となっていることから、エアーパイプ及び薬剤 注入パイプの更新を図ろうとするものです。ま た、錦秋湖サービスエリア防風ドーム上部解体 撤去工事については、ネクスコ東日本との工法 等の協議を行った結果、秋田自動車道本線工事 に関わる通行止め期間に合わせた工事施工とな ることから、今年度と令和5年度の2か年事業 として実施しようとするものです。

4ページの第2表、継続費を御覧ください。 事業費の総額を1,906万3,000円とし、年割額については今年度が762万5,000円、令和5年度を1,143万8,000円と定め、解体撤去工事を進めるものであります。

次に、歳入の説明ですが、7ページをお開きください。3款 1 項 1 目一般会計繰入金1,018万8,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 淀川豊君。

10番 今回錦秋湖サービスエリアの防風ドームの上部の解体撤去ということで工事請負費が計上されているわけですが、少し関連になるかと思いますが、この防風ドームの上部解体をした後に、下の通路というか、そういう部分は残るわけですが、現状ちょっと通行止めになっているかどうか確認しておりませんが、あの通路の利用というか使用についてはどのような方針であるのか。夏場は、グラウンドゴルフ場のほうからサービスエリアの食堂というかレストランというか、あっちのほうに食事に行くことができるのか。冬は通行できないような形の規制をかけるのか。その辺の考え方について少し伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

峠山パークランドにございます錦秋湖サービ スエリアを通れるような連絡通路についての夏 場、もしくは冬期の残った部分の橋梁の利用方 法等々ということでございます。まず、連絡通 路についての所有区分でございますが、下部コ ンクリート、あれは多分鉄筋コンクリート製だ というふうに思っておりますけれども、あれに つきましてはネクスコ東日本の所有となってい るということでございます。オアシス館がござ いましたので、冬期間の利用に関して必要な降 雪対策といたしまして、防風防雪対策として上 部のドームを設置したのが町であるということ でございます。

今回対象といたしましたのは、町所有部分の 撤去ということになります。これは、ポリカ板 が設置されているものでございますが、落下等 が激しくて安全対策上必要だろうといったこと で、現在ネクスコと協議を進めていたといった ことでございます。

峠山パークランドにつきましては、オアシス 館等々ということよりも、今後錦秋湖サービス エリアのハイウエーオアシスとしての継続を目 指しておりますので、継続してあの多目的広場 については町の責任において適切な管理をして いきたいというふうに考えております。

そういった場合に、夏場につきましては連絡 通路を利用させていただきまして、誘客ができ るような形であろうというふうに思っておりま すし、また逆に町道側からもサービスエリア内 に入った上で、食事であるとか買物もできるよ うな形にはなろうかというふうに考えておりま す。

冬場につきましては、先ほどのような理由から、冬期間に、現在のところでございますけれども、多目的広場の利用は検討しておりませんので、現在は除雪等に関しては町のほうで行う予定はございません。必要であればネクスコとの協議となろうかというふうに思っています。

ただ、ネクスコ側では、パークランド側においてサービスエリア内の従業員の駐車場がありますので、現在の予定ではネクスコのほうで除

雪をしたいというような考えがあるというふう には、まず伺っているというような状況でござ います。

現在のところ分かっているといいましょうか、 検討している内容については以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 議案第22号 令和4年度西和賀町温泉事業特 別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第23号 令和4年度 町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第 3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第23号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補 正予算(第3号)について提案理由を申し上げ ます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費、材料費及び経費合わせて1,464万7,000円を増額し、収益的支出の総額を10億2,033万1,000円とし、収益的収入では医業収入の公衆衛生活動収益と医業外収益の一般会計からの補助金合わせて同額の1,464万7,000円を増額し、収益的収入の合計を9億5,339万3,000円とするものです。

また、資本的収支については、オンライン資

格確認機器及び医療機器の整備を図るため、収入支出それぞれ592万9,000円を増額し、資本的収入及び資本的支出の総額をそれぞれ1億1,523万6,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきま して説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。第1条で は、令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会 計補正予算(第3号)は、次に定めるところに よるとし、第2条において業務の予定量の補正 を行っております。第2条の(5)、①、医療 機器等整備事業でありますが、当初予算では 1,783万8,000円を予定したところですが、今回 新たに医療機器等の整備費として592万9,000円 を増額し、2,376万7,000円とするものです。ま た、第3条においては収益的収入及び支出の予 定額の補正を、第4条では資本的収入及び支出 の予定額の補正を行うものです。第5条では、 給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ 流用することのできない経費の額の改定を、第 6条では他会計からの補助金の額の改定を、第 7条では棚卸資産購入限度額の改正をそれぞれ 行っております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。10ページをお開きください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。医業費用の1目給与費718万8,000円の減額は、退職した職員等に関わる給与手当等の減額が主なものとなっております。内訳としては、8月末で退職となった看護師2名、12月末で退職予定の医療技術職員1名、9月末で退職となりました会計年度任用職員の医療技術職員1名の給与、手当、法定福利費等の精査による減額と職員の退職により不足となる職種について、会計年度任用職員での任用を予

定し、併せて給与、手当、法定福利費等を調整するものです。また、新型コロナウイルスのPCR検査及び抗原検査に従事する職員に係る防疫作業手当についても検査数の増加に伴い、増額をするものです。

11ページを御覧ください。13節法定福利費については、10月から被用者保険の適用拡大により、会計年度任用職員も共済組合に加入となることから、会計年度任用職員に係る社会保険料の減額と共済組合負担金及び健康福利機構負担金の増額などの調整を行うものです。

12ページ、2目材料費1,162万1,000円の増額は、新型コロナウイルス検査用キットの購入と資材高騰の影響を受け、診療材料も大きく値上がりをしておりましたので、4月からこれまでの支払い額を基に再積算を行い、増額をお願いするものです。3目経費1,021万4,000円の増額は、6節光熱水費のうち電気料928万9,000円の増額と10節修繕費、医療機器修繕費として多項目自動血球分析装置修繕、加温加湿器修繕等で46万5,000円、病院施設修繕費として歯科外来のオンライン資格確認機器設置に伴うLAN配線改修、昇降機と中央監視盤のバッテリー交換等で46万円を計上するものです。

9ページにお戻りください。収益的収入予算について説明いたします。1項医業収益、2節公衆衛生活動収益については、新型コロナウイルスワクチン接種委託料300万円の増額、2項医業外収益、1節他会計補助金については、一般会計からの補助金1,164万7,000円の増額を行い、総額で1,464万7,000円を増額するものです。

次に、資本的収支予算の支出について説明いたします。5ページをお開きください。1項建設改良費、1目設備費592万9,000円の増額は、令和5年4月からのオンライン資格確認機設置の義務化に伴い、歯科外来への機器設置で42万9,000円を、コロナウイルス感染等の有無を4検体同時に検査できる自動遺伝子解析装置設置で550万円を増額するものです。

4ページにお戻りください。収入についてですが、4項補助金、2目国庫補助金、医療提供体制設備整備交付金42万9,000円、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金550万円を先ほど支出でご説明いたしました機器設置の財源として見込み、合わせて592万9,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原 案のとおりご決定くださいますようよろしくお 願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 議案第23号 令和4年度町立西和賀さわうち 病院事業会計補正予算(第3号)についてを採 決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま した。

続いて、日程第8、議案第24号 令和4年度 西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第24号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3

号)は、次に定めるところによるとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,352万円に774万4,000円を増額し、水道事業費用総額を4億126万4,000円にしようとするものです。第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,344万7,000円に70万3,000円を増額し、職員給与費の総額を3,415万円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容に ついて説明いたします。 7ページをお開きくだ さい。1款1項1目原水及び浄水費、法定福利 費は会計年度任用職員の共済組合への加入によ り不足する額15万3,000円、光熱水費は浄水場 等の電気料に不足が見込まれることから300万 円、修繕費は新町浄水場配水池水位計の修繕等 で254万1,000円をそれぞれ増額するものです。 2目配水及び給水費、修繕費は突発的な事故等 に対応するため、配水管修繕費として150万円 を増額するものです。3目総係費、手当は職員 の人事異動に伴い、不足する額46万6,000円、 法定福利費は職員の人事異動に伴い、不足する 額と会計年度任用職員の共済組合への加入によ り不足する額8万4,000円をそれぞれ増額する ものです。

以上、提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第24号 令和4年度西和賀町水道事業会 計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第25号 旧開発総合 センター解体工事の請負変更契約の締結に関し 議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第25号 旧開発総合センター解体工事の請負変更契約の 締結に関し議決を求めることについて提案理由 を申し上げます。

令和4年7月20日に議決をいただきました旧 開発総合センター解体工事について、変更契約 が必要となったことから、地方自治法第96条第 1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1、工事名、旧開発総合センター解体工事。
- 2、工事場所、西和賀町沢内字太田地内。
- 3、変更の内容、請負金額を8,855万円から1 億64万8,900円に1,209万8,900円の増額を行う ものです。
- 4、請負者、西和賀町沢内字貝沢 3 地割15番地 1、株式会社田中建設、代表取締役、田中均。

請負金額の変更の主な内容は、解体工事の進 捗に合わせ、工事内容及び数量等の精査を行っ た結果、石綿含有建材撤去費を含む建物解体費 及び解体に伴う発生材の積込み、運搬、処分な どの建設副産物処理費を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わり ますので、ご審議の上、原案のとおりご決定く ださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

10番 今回変更契約ということの議案でありますが、旧開発総合センター解体工事、現在の工事の進捗率は何%ということになっているか、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

現在基礎の解体部分までほぼ終わっており、 殻コンクリートの処分と、あと現在整地に向け た準備をしているところであります。11月末現 在で79%の進捗率となっています。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今11月末ということですが、79%の進捗率ということでありますが、今後設計というか施工の実数によって、変更契約はしないということの最終の変更契約ということか。多分まだ変更契約はあるのかなという気が個人的にはしますが、その点はどのように考えていますか。

議長総務課長。

総務課長 お答えいたします。

工事の部分については、これまでの工事の実績、あと前回補正予算等で審議いただいた際に、今後増と見込まれる部分についても加えて積算し、今回変更契約を結んでおりますので、まず工事費についてはこれ以上の増額等はないものと考えております。

ただ、工期の部分についてですけれども、アスファルト舗装が残っておりますので、降雪の状況等によっては工期の延長もあり得るのかなというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第25号 旧開発総合センター解体工事の 請負変更契約の締結に関し議決を求めることに ついてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、同意第1号 西和賀町監 査委員の選任に関し同意を求めることについて を議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩をします。

午後 1時34分 休 憩 午後 1時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

同意第1号について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町監査委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町監査委員の選任に関し、地方自治法 第196条第1項の規定により同意を求めるもの であります。

氏名、髙橋政芳。生年月日、昭和25年9月27日、 72歳。住所、西和賀町川尻40地割40番地74。

髙橋氏は、平成27年4月1日から監査委員として任期8年、2期を務めていただいており、令和4年12月31日に任期を終えることから、再度監査委員にお願いをするものであります。髙橋氏には、これまでの監査委員としての経験、知識を生かしていただき、監査委員としての立場で町政の発展に寄与いただくことを期待するところであります。

任期は、令和5年1月1日から令和8年12月 31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げ、提

案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 同意第1号 西和賀町監査委員の選任に関し 同意を求めることについてを採決します。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第11、同意第2号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後1時38分休憩午後1時39分再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

同意第2号について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第2号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を 求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条 第2項の規定により同意を求めるものでありま す。

氏名、廣田宏。生年月日、昭和37年9月6日、 60歳。住所、西和賀町沢内字太田3地割45番地。 廣田氏は、平成31年1月1日から教育委員と して1期務めていただいておりますが、令和4年12月31日でその任期が到来することから、再度教育委員にお願いするものです。廣田氏には、これまでの教育委員として蓄積された経験、知識を生かし、今後の西和賀町の教育の在り方、方針について指導助言をいただくことを期待するところです。人格識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。

任期は、令和5年1月1日から令和8年12月 31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げ、提 案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 同意第2号 西和賀町教育委員会の委員の任 命に関し同意を求めることについてを採決しま す。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第12、請願・陳情第27号 沢入 川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事 等の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

産業建設常任会委員長、淀川豊君。

10番 それでは、請願・陳情第27号 沢入川河

岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の 請願書についての審査結果をご報告いたします。

提出者は、小繋沢地区協議会会長、中島達郎 氏、紹介議員は早川久衞議員の1名であります。

本請願の趣旨は、近年の度重なる豪雨によって、当該河川の河岸において浸食箇所が顕著になっていることから、農地、町道等に影響が出る前に早期の対策を求めるものであり、6月定例会から閉会中の継続審査となっていたものです。

11月10日に継続審査となっている他の請願と 併せ現地調査を行い、現地にて建設課職員から 説明をいただきました。また、11月28日に委員 会を開催し、現地調査後の意見交換を行ったと ころであります。

現地調査における担当課からの説明や委員間での意見交換を基に、12月14日の本会議終了後、 湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いま した。

審査において、請願者の意向を酌むべきと請願の趣旨に賛同する意見もありましたが、過去に災害復旧工事を実施した形跡もあるが、河川内に樹木等が生えており、頻繁に被害が発生する河川ではないかもしれない、侵食箇所を全部工事することは現実的に難しく、町としても災害等が発生すれば緊急度の高い危険箇所に対して対応していることと思うと、請願の趣旨を全て酌むことは難しいとの意見もあったところであります。

慎重に議論を重ねましたが、委員会としての 結論を出すために採決を行い、結果、反対多数 により不採択とすべきとの結論に至りました。

ただし、請願の趣旨については理解をするところであり、現地調査にて危険箇所が数か所見受けられたことから、護岸工事ではなく河川掘削、河川内の樹木等の除去など、河川管理者である町が地域住民と協議し、対応していく必要があるという意見を産業常任委員会として付け加えさせていただきます。

以上、請願・陳情第27号について、産業建設 常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座り ください。産業建設常任委員長の報告が終わり ました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食 破壊箇所に対する護岸工事等の請願書、この請 願に対する委員長の報告は不採択すべきもので ありますが、採決は本請願について採択すべき かどうかを採決します。もう一度申し上げます。 本請願を採択するかどうかを採決します。

採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立なしであります。

したがって、この請願は不採択することに決 定しました。

続いて、日程第13、請願・陳情第30号 樺沢 川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対 する護岸工事の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨 の報告があります。委員長より審査結果につい ての報告を求めます。

産業建設常任委員長、淀川豊君。

10番 それでは、請願・陳情第30号 樺沢川に おけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する 護岸工事の請願書についての審査結果を報告い たします。

提出者は、新町区長、有馬正幸氏、紹介議員は刈田敏議員の1名であります。

本請願の趣旨は、近年の度重なる豪雨により、 当該河川の落差エコンクリート壁において破損 箇所が顕著になっていることから、農地等に影響が出る前に早期の対策を求めるものであり、 9月定例会から閉会中の継続審査となっていた ものです。

11月10日に継続審査となっている他の請願と 併せ現地調査を行い、現地にて建設課職員から 説明をいただき、また11月28日に委員会を開催 し、現地調査後の意見交換を行ったところであ ります。

現地調査における担当課からの説明や委員間での意見交換を基に、12月14日の本会議終了後、 湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いま した。

審査において、上流と下流に水田があり、当該箇所は被害が大きく、早急に町で計画し、取り組むべきと請願の趣旨に賛同する意見が多く、全員一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第30号について、産業建設 常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座り ください。産業建設常任委員長の報告が終わり ました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 請願・陳情第30号 樺沢川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する護岸工事の請願 書、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の

方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定 しました。

なお、本請願については、今定例会において 採択されたことを地方自治法第125条の規定に より町長に通知いたします。

続いて、日程第14、請願・陳情第31号 中村 共同墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事に ついての請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨 の報告があります。委員長より審査経過につい ての報告を求めます。

産業建設常任委員長、淀川豊君。

10番 それでは、請願・陳情第31号 中村共同 墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事につい ての請願書についての審査結果をご報告いたし ます。

提出者は、野々宿地区協議会会長、菅原利明 氏、越中畑区自治協議会会長、佐藤正一氏、紹 介議員は早川久衞議員の1名であります。

本請願の趣旨は、中村共同墓地へ接続する未舗装町道の一部約50メートルの舗装工事を求めるものであり、9月定例会から閉会中の継続審査となっていたものであります。

11月10日に継続審査となっている他の請願と 併せ現地調査を行い、現地にて建設課職員から 説明をいただきました。また、11月28日に委員 会を開催し、現地調査後の意見交換を行ったと ころであります。

現地調査における担当課からの説明や委員間での意見交換を基に、12月14日の本会議終了後、 湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いま した。

審査において、未舗装であり、かつ傾斜もきついことから、豪雨等で路面が荒れてくる可能性があると請願の趣旨に賛同する意見もありましたが、墓地は将来的にも使われていく場所で

あり、町道であるから町で対応ということも理解できるが、他地域における同様の箇所において対応されてきていない例もある。地域や墓地管理組合において交付金等で対応すべき案件ではないかと、請願の趣旨を全て酌むことは難しいとの意見もあったところであります。

慎重に議論を重ねましたが、委員会としての 結論を出すために採決を行い、結果、反対多数 により不採択とすべきとの結論に至りました。

ただし、請願の趣旨については理解をするところであり、今後同様の要望があった場合に対し、町の町道に対する対応方針を整理する必要があるという意見を産業建設常任委員会として付け加えさせていただきます。

以上、請願・陳情第31号について、産業建設 常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座り ください。産業建設常任委員長の報告が終わり ました。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 請願・陳情第31号 中村共同墓地へ接続する 未舗装町道一部舗装工事についての請願書、こ の請願に対する委員長の報告は不採択すべきも のでありますが、採決は本請願について採択す べきかどうかを採決します。もう一度申し上げ ます。本請願を採択するかどうかを採決します。 採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立なしであります。

したがって、この請願は不採択することに決

定しました。

続いて、日程第15、請願・陳情第33号 子育 て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保 険税の18歳までの子どもの均等割りの減免を求 める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨 の報告があります。委員長より審査結果につい ての報告を求めます。

総務教民常任委員長、刈田敏君。

1番 それでは、総務教民常任委員会の審査結 果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、 請願・陳情第33号 子育て世帯の経済的負担軽 減のために、国民健康保険税の18歳までの子ど もの均等割りの減免を求める請願書の1件であ ります

提出者は、新日本婦人の会沢内支部代表、志 賀久満喜子氏、新日本婦人の会湯田支部代表、 佐藤晶子氏、紹介議員は髙橋和子議員の1名で あります。

この請願について、12月15日の本会議終了後 に湯田庁舎3階第3会議室にて審査を行いまし た。

本請願の趣旨は、子育て世代の経済的負担軽減のために国民健康保険税の18歳までの子供の均等割の減免を求めるものであります。

審査では、令和4年度から未就学児に対する 5割の軽減措置が図られているが、若い人たち からはそれでも子育てが大変だという声も聞こ えてくる。減免額としては、金額的に基金を充 当しても問題ない額と考えるなどの意見があり、 委員会としての結論はこの請願の趣旨に賛同し、 全員賛成で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第33号について、総務教民 常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 総務教民常任委員長は委員長席にお座り ください。総務教民常任委員長の報告が終わり ました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。総務教民常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 請願・陳情第33号 子育て世帯の経済的負担 軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子 どもの均等割りの減免を求める請願書、この請 願に対する委員長の報告は採択すべきものであ ります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の 方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、この請願は採択することに決定 しました。

なお、本請願については、今定例会において 採択されたことを地方自治法第125条の規定に より町長に通知いたします。

暫時休憩します。

午後2時02分休憩午後2時03分再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第16、発議第1号 家畜診療の経営安定 化支援と獣医療過疎地域の解消に向けた体制整 備を求める意見書を議題とします。

意見書提案者として、髙橋宏君、淀川豊君の 両君から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。 髙橋宏君。

8番 ただいま上程されました発議第1号 家 畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域の解 消に向けた体制整備を求める意見書の提案理由 を申し上げます。

家畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域

の解消に向けた体制整備を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、平成29年に農業災害補償法が全面改正され、平成30年4月1日に農業保険法として施行されました。これに伴い、農業共済団体である家畜診療所は、独立採算化され、経営に一層の自助努力が求められる仕組みに改められたところです。

この結果、岩手県農業共済組合で運営している家畜診療所の経営は軒並み悪化しており、獣医師職員の採用についても見通しが立たない状況になっております。家畜農家が安心して生産を継続するためには、家畜診療運営の安定化・継続性を確保するとともに、獣医師の確保対策を進めることが喫緊の課題となっております。本町におきましても、岩手県農業共済組合を退職した開業獣医師1名のみで獣医療ニーズに対応している状況であり、極めて危機的な状況に置かれております。

岩手県は「畜産県」を標榜するとともに、県勢の均衡ある発展を目指しております。その観点から地域の実情を考慮した財政支援等について、特段の措置を強く要望するための意見書を、地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

家畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域 の解消に向けた体制整備を求める意見書。

農業保険法の施行に伴い、家畜診療事業は独立採算制が基本となり、経営収支が不安定となっております。県内の家畜診療所においては、料金の見直しや職員の特殊勤務手当の抑制に加え、獣医師職員の採用を見送るなど、身を切る努力により収支構造の改善に努めています。

本町を含む岩手県中部管内においては、岩手 県農業共済組合の活動が地域獣医療の中心であ り、開業獣医師が少ないことから「獣医療過疎 地域」であると捉えています。本町におきまし ても、岩手県農業共済組合を退職した開業獣医師1名で西和賀町内の獣医療ニーズを支えている状況です。

同組合はこれまで、畜産農家の経営を支える ため、獣医療のサービスを提供してきましたが、 民間事業者と同様に不採算部門の撤退、効率性 の追求が優先されれば、地域間の獣医療環境に 大きな格差が生じるものと懸念されます。

「畜産県」を標榜し、県勢の均衡ある発展を 目指す岩手県にあっては、この問題を重要な課題であると捉えた上で、獣医療過疎地域における官民の役割を明確化し、県内どの地域においても必要な獣医療サービスを十分に受けることができる環境づくりに配慮いただくとともに、 県内農業協同組合をはじめ、関係機関が一体となった畜産振興体制の確立が望まれます。

上記のことを踏まえ、岩手県においては、下 記の事項を速やかに実行されるよう、強く要望 いたします。

記。1、岩手県農業共済組合家畜診療事業の経営の安定化・継続性を確保する観点から、地域の実情に応じた財政支援等について、必要な措置を講じること。

2、岩手県農業共済組合や県内の獣医師不足問題を解消するため、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画(令和3年~令和12年度)」を前倒しして獣医師確保対策を講じること。

3、獣医師の労働環境の改善を図る観点から、 休日や夜間の地域獣医療を確保するため、県内 獣医師による協力体制の構築について積極的な 対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日、岩手県西和賀町議会。 提出先は、岩手県知事であります。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろし くお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者

は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。 発議第1号 家畜診療の経営安定化支援と獣 医療過疎地域の解消に向けた体制整備を求める 意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出 することになりますが、その提出先につきまし ては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らい をします。

暫時休憩します。

午後2時09分休憩午後2時10分再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第17、常任委員会所管事務調査報告を議 題とします。

本案について報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、刈田敏君。

1番 総務教民常任委員長、刈田敏です。所管 事務調査報告書を読み上げ、報告とさせていた だきます。

令和4年12月16日、西山町議会議長、髙橋雅 一殿。総務教民常任委員長、刈田敏。 委員会所管事務調查報告書。

本委員会所管事務調査について、調査の結果 を下記のとおり会議規則第77条の規定により報 告いたします。

- 1、調査事件。町内空き家の実態調査。
- 2、調査の経過。令和4年6月15日招集第19回 西和賀町議会定例会において、本常任委員会の 所管事務調査の実施について6月17日に議決さ れた。同年9月30日に産業建設常任委員会との 連合審査会を開催、委員6人が出席し、上記事 件について、担当課長等から説明を受け、現地 調査及び聞き取り調査を実施した。
- 3、意見。本調査では、調査時点において空き家バンクに登録されており、募集中である空き家8件を対象に内覧、外観について状況調査を行った。

町では、平成28年度より空家等対策計画を策定し、空き家に係る適正管理等の対策に取り組んでおり、その対策項目の一つである利活用を目的として空き家バンクを利用し、空き家の情報提供を行っている。

調査物件については、人が居住していないということもあり、築年数の経過による損傷等が見られる家屋が多数を占めており、空き家バンクを通じての利用希望者が望む物件は少ないものと考える。

現在、町では、移住・定住を促進するため、 若者住宅の整備、空き家改修等補助事業、空き 家相談会など様々な事業を展開しているところ ではあるが、多様な住宅ニーズに応えるために、 町内各地域に点在する空き家について、民間の 力も取り入れた官民一体の取組を進めることを 検討されたい。

以上で報告を終わります。

議長 総務教民常任委員長より報告が終わりま した。委員長は委員長席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。 質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。総務教民常任委員長報告 のとおり受理することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務教民常任委員長の委員長報告のとおり受理することに決定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。 これをもって第23回西和賀町議会定例会を閉 会いたします。大変ご苦労さまでございました。 午後 2時15分 閉 会